



ごみの分別方法

分別正しくできているますか？

市では、ごみの減量化とリサイクルの推進を目的としてごみの分別収集をしています。ごみの分別・搬出方法について、伊賀北部は「資源・ごみ分別ガイドブックダイジェスト版」、青山支所管内は「ごみの分け方・出し方」を配布し、お知らせしていますが、特にご注意ください。

■ごみ出しのルール

- 市指定ごみ袋（可燃ごみ・燃やすごみ）以外のごみ袋で出すごみは、必ず容量45ℓ以下のごみ袋で出してください。
- 決められた日に、決められた場所・時間に出してください。（分別ができていないなどルール違反のごみは収集しません。）
- ライター、スプレー缶などの発火・引火の危険が大きいものは中身を空にする、ほかのごみと混ぜないなど、特に出し方に注意してください。
- 各集積場は、自治会をはじめとした地域で責任を持って管理してください。



■可燃ごみ（燃やすごみ）

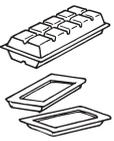
- 出す前に必ずよく水を切ってください。
- 資源として回収可能な紙類

がたくさん混入しています。特に雑誌や新聞は必ず資源として出してください。

- 袋は伊賀北部・青山支所管内それぞれ指定のごみ袋で出してください。

■容器包装プラスチック

- レジ袋などに入れ、さらに大きな袋に入れる「二重袋出し」はしないでください。
- 注射器・注射針などの医療系廃棄物やガスライター・乾電池などの危険品は絶対に入れないでください。
- ポリバケツなどの商品プラスチックについて、伊賀北部は「可燃性粗大ごみ」、青山支所管内は「燃やすごみ」の日に出してください。
- 汚れが付着しているものや中身の残っているものは出さないでください。



■びん類

- びんのキャップは取り除いてください。
- ビールびん、一升びんは販売店に引き取ってもらうでください。



■可燃性粗大ごみ・金属類（伊賀北部のみ）

- 大きいものは、長さを50cm以下に切るなどしてから出してください。
- 可能な限り金属類とプラスチック（可燃性粗大ごみ）を分けて出してください。金属が含まれるもので分解不可能なもの（小型家電、おもちゃなど）は、大半がプラスチック製であっても金属類の日にしてください。
- 包丁、はさみ類は缶の容器に入れるか、厚紙で包んで「危険物」と表示してから金属類の日にしてください。



■燃やすごみ（青山支所管内のみ）

- 透明または黒色以外の半透明の袋に、マジックで「フ」と必ず書いて出してください。
- ガラスの破片や針・刃物などは、紙に包んで「キケン」と書いて出してください。



【問い合わせ】

（伊賀北部）

- 清掃事業課 ☎20・1050
- ☎20・9272 FAX20・2575
- 伊賀支所住民福祉課 ☎45・9104 FAX45・9120
- 島ヶ原支所住民福祉課 ☎59・2109 FAX59・3196
- 阿山支所住民福祉課 ☎43・0333 FAX43・1679
- 大山田支所住民福祉課 ☎47・1163 FAX46・1764

（伊賀南部）

- 青山支所住民福祉課 ☎52・3227 FAX52・2174
- 伊賀南部環境衛生組合 ☎53・1120